

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明 提出が必要な場合は？



申込金融機関が経営者さまに対して、経営者保証を不要とする取扱いについて説明を行ったうえで、保証人になる意思を確認したことを保証協会でも確認するためのものです。

そのため、**そもそも保証人を徴求しない場合（個人債務者等）は本紙の提出は不要となります。**

【記載例】

信用保証協会

「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明

本紙の内容を申込人〔法人名： ○○建設株式会社 〕
に説明のうえ、経営者保証を提供することについて確認しました。
(確認日令和○年○月○日 金融機関確認者 石川)

※申込金融機関等は、経営者保証の提供を求める場合、本紙の内容を申込人に説明のうえ、経営者保証を提供することを確認し、確認チェック欄にチェック(☑)を付けて保証申込書類と併せて信用保証協会にご提出ください。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い（信用保証料の上乗せなし）

信用保証協会では、次のいずれかの類型に該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

類型	要件
金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う）。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。 など
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件を満たしている。

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等の経営者による個人保証（経営者保証）に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。

当協会では、本ガイドラインの趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

本ガイドラインの詳細については、日本商工会議所（<https://www.jcci.or.jp/>）または全国銀行協会（<https://www.zenginkyo.or.jp/>）の各ホームページをご参照ください。